

奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年五月二十五日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第一号

奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十六の項事務の欄中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(奈良県手数料条例の一部改正)

**第二条** 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四百十一の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表四百十一の二の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正)

**第三条** 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年三月奈良県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「崖」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号) 第一条の規定による改正前の」を加え、同条第二項第一号中「又は」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を加える。

(大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部改正)

**第四条** 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(平成二十九年十月奈良県条

例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号ウ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(建築基準法施行条例の一部改正)

**第五条** 建築基準法施行条例(昭和四十二年四月奈良県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「がけ(」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)第一条の規定による改正前の」を加え、同条第二項第一号中「又は」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。